様式第2号(第3条関係)

特定用途制限地域内の建築に関する許可等決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

様

出雲市長

　年　　月　　日付けで申請のありました特定用途制限地域内の建築に関する許可の申請については、下記のとおり決定しましたので、出雲市特定用途制限地域内における建築物の制限に関する条例施行規則第3条の規定により通知します。

記

1　許可します。

(1)　建築場所

(2)　建築物の概要

(3)　条例第4条第2項に基づく条件

2　許可できません。

　許可できない理由

この決定に不服があるときは、行政不服審査法第２条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをするときは、この決定(審査請求をしたときは、その審査請求に対する裁決)があったことを知った日から６か月以内に、市を被告として提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取り消しの訴えを提起することが認められる場合があります。